

札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則の改正について

1 改正内容

○規則別表 6 に規定する「特定粉じん濃度測定」の方法を改正

改正前	改正後
<p>2 特定粉じん濃度測定に係るもの</p> <p>除去作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び除去作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、特定建築材料の除去作業中における集じん・排気装置の排気口、前室の入口及び除去作業場の直近の外周並びに特定建築材料の除去作業後除去作業場の隔離を解く前における当該除去作業場内について、<u>石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法（平成元年環境庁告示第 93 号）に定める方法</u>により石綿の濃度を測定すること。ただし、集じん・排気装置の排気口については、この項本文に定める方法と同等以上の効果を有する方法により粉じんの濃度を測定することをもってこれに代えることができる。</p>	<p>2 特定粉じん濃度測定に係るもの</p> <p>除去作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び除去作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、特定建築材料の除去作業中における集じん・排気装置の排気口、前室の入口及び除去作業場の直近の外周並びに特定建築材料の除去作業後除去作業場の隔離を解く前における当該除去作業場内について、<u>市長が別に定める方法</u>により石綿の濃度を測定すること。</p>

2 規則改正後の「市長が別に定める方法」

○平成 30 年 6 月 1 日 札幌市告示第 2992 号により規定

アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）（平成 29 年 7 月 11 日、環境省水・大気環境局大気環境課長通知）の「第 3 部 解体等現場等におけるアスベストの測定方法」とする。ただし、同マニュアルの「3.2.2 自動測定器によるリアルタイム測定」及び「【参考資料】解体現場等におけるその他迅速な測定方法の紹介」で示されている方法は除く。

3 施行日

平成 30 年 10 月 1 日

4 改正理由

- 改正前の環境庁告示による測定法は、特定粉じん発生施設から発生する石綿濃度を測定する方法として平成元年に環境省から告示された方法であること。
- 一方、環境省は特定工事現場からの石綿漏えい確認のための濃度測定法を、「アスベストモニタリングマニュアル」において定め、定期的に改訂しており、直近では平成 29 年 7 月に第 4.1 版に改訂されたこと。
- これらのことから、本市規則に定める「特定粉じん濃度測定」の方法について、最新の測定法である「アスベストモニタリングマニュアル」の方法とするため、改正を行った。

5 測定法比較

	環境省告示第 93 号 (平成元年 12 月 27 日)	アスベストモニタリングマニュアル第 4.1 版 (平成 29 年 7 月 11 日)
対象	特定粉じん発生施設（工場・事業場等）の敷地境界	一般環境、解体現場等
顕微鏡	位相差顕微鏡・生物顕微鏡	位相差顕微鏡、電子顕微鏡 【発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等】 位相差/偏光顕微鏡、位相差/蛍光顕微鏡も可
フィルター径 吸引流量 時間	47mm、10L/min、240min	【施工区画周辺等】（除去作業場の直近の外周） 47mm、10L/min、240min 【発生源近傍及び集じん・排気装置排出口等】（集じん・排気装置の排気口、前室の入口及び除去作業後除去作業場の隔離を解く前の除去作業場内） 47mm、10L/min、120min
分析対象	石綿繊維（クリソタイルのみ）	【位相差顕微鏡】 総繊維（石綿以外の繊維を含む） 【電子顕微鏡、位相差/偏光顕微鏡、位相差/蛍光顕微鏡】 石綿繊維（6種類）
備考	・位相差顕微鏡により、対象繊維が認められた場合は、生物顕微鏡で再度計数を行い、それぞれの計数値の差を求める。	・位相差顕微鏡法で総繊維数を計数し、総繊維数で 1 本/L を超過したのものについては電子顕微鏡法により再分析を行う。 ・位相差顕微鏡を用いず、最初から電子顕微鏡を用いて計数することも可。

【参考】アスベストモニタリングマニュアルにおける濃度測定フロー図

